

利用料無料！
※予約制です。

米粉製粉機の利用について

- 利用対象者：倉敷市に住所を有する方

（米粉を営利目的に使用する事業者は申請できません。）

- 申請期間：月～金曜日 9時～16時（祝日は除く）

- 申請場所：本庁農林水産課、児島・玉島・水島・真備支所の産業課

- 申請及び受取方法：①予約 → ②持参 → ③受取

①予約 農林水産課へ予約の事前連絡（086-426-3425）

②持参 予約された受付日に製粉するお米を上記「申請場所」いずれかに持参して、申請書により申し込んでください。

③受取 申請の際、引渡日の記載された引渡書をお渡ししますので、引渡日以降に引渡書をご持参ください。

※引渡しは申請日から約1週間後となります。

- 持込みできる米の量：1kg以上3kg以内（1回あたり）

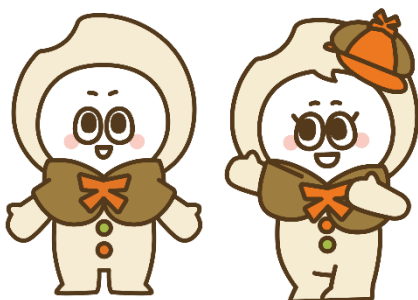
※ 製粉できるのは精米した白米（うるち米）のみです。

※ 持参した米に石などの混入があると機械が故障するため、お預かりできません。

- 引渡しできる米粉の量（製粉前の米に対する米粉の出来高の比率）は8～9割程度となります。

【例】1kgに対してできる米粉は800～900gです。

- 引渡日から15日経過した後も受取りがない場合は、こちらで処分させていただきますこととなりますので、ご了承ください。



問合せ先

〒710-8565 倉敷市西中新田 640

倉敷市文化産業局農林水産部農林水産課

TEL 086-426-3425

FAX 086-421-1600

E-mail agfrfs@city.kurashiki.okayama.jp